

○宮崎大学科目等履修生規程

平成16年4月1日

制定

改正 平成31年4月26日

令和3年3月25日

令和8年2月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学学務規則（以下「規則」という。）第45条第2項の規定に基づき、宮崎大学（以下「本学」という。）に受け入れる科目等履修生（以下「履修生」という。）に関し、必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 本学に履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 規則第8条に規定する各号の一に該当する者
- (2) 入学しようとする学部において、当該授業科目を履修する学力があると認められる者

(入学の志願)

第3条 本学に履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、入学しようとする学部の学部長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書（別紙様式1）
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 現に官公庁又は会社等に勤務している者は、その所属長の承諾書
- (6) その他学部長が必要と認める書類

(入学の選考)

第4条 履修生志願者については、当該学部が定めるところにより選考の上、学部長が合格を決定する。

(入学手続き)

第5条 前条により合格した者は、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

(入学の許可)

第6条 履修生の入学許可は、前条の手続きを完了した者に対し、学長が行う。

(入学の時期)

第7条 履修生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

(履修期間)

第8条 履修生の履修期間は、原則として履修を許可された当該授業科目の開設期間とする。ただし、履修生が履修期間延長願（別紙様式2）によりこの期間の延長を願出たときは、当該学部教授会の議を経て、学長が許可する。

(履修科目の追加又は変更)

第9条 学長は、履修期間においてやむを得ない事情があると認めるときは、履修する科目の追加又は変更を許可することができる。

(単位の授与)

第10条 学部長は、履修生が履修した授業科目について試験等による成績評価のうえ、合格した者に対し所定の単位を与える。

2 学部長は、前項の規定により単位を与えたときは、単位修得証明書を交付することができる。

(授業料の納付)

第11条 履修生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料の額等)

第12条 検定料、入学料及び授業料の額は、本学が別に定める額とする。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

(現職教育のために派遣される者の授業料等)

第13条 産業教育振興法(昭和26年法律第228号)等に基づく現職教育のため、任命権者の命により派遣される教職員については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。ただし、単位の授与を受ける場合は、授業料を徴収する。

(教育職員免許を取得する大学院学生の検定料等)

第13条 本学の大学院学生が教育職員免許を取得するために履修生として入学し、学部の科目を履修する場合は、当該学部の定めるところにより、検定料、入学料及び授業料を不徴収とすることができる。

2 前項に定める不徴収のうち、授業料については、大学院在学期間中の累計で8単位分に相当する額を上限とする。

(退学)

第14条 履修生が退学しようとするときは、退学願(別紙様式3)により学部長を経て、学長の許可を受けなければならない。

(懲戒)

第15条 本学の規則に違反した者その他履修生としての本分に反した者は、当該学部教授会の議を経て、学長は履修生の身分を取り消すことがある。

(大学院履修生の入学資格等)

第16条 研究科への入学資格は、第2条の規定にかかわらず、規則第87条第2項によるものとする。

2 研究科に入学する履修生にあつては、本規程中、「学部」を「研究科」、「学部長」を「研究科長」、「教授会」を「研究科委員会」に読み替えるものとする。

(雑則)

第17条 履修生には、規則その他学生に関する規程等を準用する。

2 この規程に定めるもののほか、履修生に関し必要な事項は、各学部において別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。